

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年9月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第41期第3四半期（自平成30年5月1日至平成30年7月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社学情 |
| 【英訳名】 | GAKUJO CO., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 中井 清和 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市北区梅田二丁目5番10号 |
| 【電話番号】 | 06(6346)6830(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 大西 浩史 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市北区梅田二丁目5番10号 |
| 【電話番号】 | 06(6346)6830(代) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 大西 浩史 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第40期 第3四半期 累計期間 | 第41期 第3四半期 累計期間 | 第40期 |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | 自平成28年 11月1日 至平成29年 7月31日 | 自平成29年 11月1日 至平成30年 7月31日 | 自平成28年 11月1日 至平成29年 10月31日 |
| 売上高 (千円) | 4,094,180 | 4,669,716 | 5,620,031 |
| 経常利益 (千円) | 1,070,714 | 1,158,344 | 1,522,177 |
| 四半期(当期)純利益 (千円) | 804,859 | 790,966 | 1,220,725 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 発行済株式総数 (千株) | 15,560 | 15,560 | 15,560 |
| 純資産額 (千円) | 9,507,105 | 9,876,359 | 9,822,783 |
| 総資産額 (千円) | 10,363,184 | 10,678,976 | 10,894,450 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円) | 53.45 | 53.25 | 81.24 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円) | 53.32 | 53.12 | 81.03 |
| 1株当たり配当額 (円) | 16 | 17 | 32 |
| 自己資本比率 (%) | 91.4 | 92.2 | 89.8 |

| 回次 | 第40期 第3四半期 会計期間 | 第41期 第3四半期 会計期間 |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成29年 5月1日 至平成29年 7月31日 | 自平成30年 5月1日 至平成30年 7月31日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 31.49 | 23.75 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間（2017年11月1日～2018年7月31日）におけるわが国経済は、世界経済の堅調な推移に支えられ、上場企業の多くが2018年4～6月期の純利益が前年同期比で28%増加し、4社に1社が最高益となるなど大変好調なものでした。また、2018年7月の有効求人倍率は1.63倍と高水準を維持しており、企業の採用意欲は引き続き高い状態で推移しました。

このような状況の中、当社におきましては、就活解禁前の初期段階はインターンシップ生募集のニーズの高まりに対応した「就職博」の販売が拡大し、大手企業の選考が進んだ6月以降に関しても、学生の選考辞退、内々定辞退が続出したことによる追加募集のニーズの高まりを受け、ブースが完売する「就職博」が続出しました。また、20代の若手人材専門転職サイト「Re就活」は、俳優の神木隆之介さんを起用し、5月から全国でのTVCM放送や主要駅の交通広告、SNS広告といった大規模なプロモーションを展開しており、動画サイトYouTubeにおいても当社のCM動画が4か月間で410万回視聴されるなどの大きな反響があり、「Re就活」の販売も好調に推移しました。その結果、当第3四半期累計期間における売上高は46億69百万円（前年同期比114.1%）、経常利益は11億58百万円（前年同期比108.2%）となりました。

なお、主たる事業である「就職情報事業」につきましては、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間（2017年11月1日～2018年7月31日）における新卒採用市場につきましては、2019年3月卒業予定の大卒求人倍率が前年より0.1ポイント高い1.88倍と7年連続での上昇となり、企業の大卒採用意欲の高まりの中、売り手市場が強まる傾向で推移しました。

「就職博」は、上記のとおり、3月の就活解禁前のインターンシップ生募集ニーズの増加に加えて、6月の就活解禁以降のニーズも的確にとらえることができた結果、売上高は20億78百万円（前年同期比105.4%）となりました。

「あさがくナビ」は、企業の新卒採用の早期化による影響を受けたものの、人工知能（AI）機能を強化した「就活ロボ」や、スマートフォンによる面接「スマ面」機能の導入などにより、売上高は5億42百万円（前年同期比89.2%）となりました。

20代の若手人材専門転職サイト「Re就活」は、5月からのTVCMなどの大規模なプロモーションにより、20代の求職者の会員登録と企業からの引き合いの双方が好調に推移したことに加え、難化する一方の新卒採用を補填する提案も幅広く展開したことで、売上高は8億27百万円（前年同期比147.9%）と大きく伸ばすことができました。

その結果、就職情報事業全体の売上高は45億49百万円（前年同期比114.4%）となりました。

また、2020年3月卒業予定の学生対象のインターンシップ募集を早期から行いたいという企業は増加の一途をたどっており、インターンシップ対象の「就職博」に加えて次年度にフルリニューアルを予定している「あさがくナビ」の引き合いも大変順調です。更に、9月以降も大規模なプロモーションを継続する「Re就活」は、各企業に対して新卒～20代を幅広く採用していく提案を行っており、2018年8月末時点での本年度の就職情報事業全体の引き合いは、前年同期比約115%と好調に推移しております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産の残高は、前事業年度末と比べ2億15百万円減少し、106億78百万円となりました。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末と比べ8億46百万円減少し、51億87百万円となりました。これは主に、現金及び預金の減少5億7百万円、受取手形及び売掛金の減少3億68百万円があったことによるものです。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末と比べ6億30百万円増加し、54億91百万円となりました。これは主に、投資有価証券の増加6億4百万円があったことによるものです。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末と比べ2億72百万円減少し、5億62百万円となりました。これは主に、未払法人税等の減少1億25百万円、賞与引当金の減少1億5百万円があったことによるものです。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末と比べ3百万円増加し、2億40百万円となりました。これは、長期預り保証金の増加3百万円があったことによるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末と比べ53百万円増加し、98億76百万円となりました。これは主に、四半期純利益7億90百万円、配当金の支払い4億90百万円、自己株式の取得による自己株式の増加1億74百万円及び自己株式の処分による自己株式の減少17百万円、その他有価証券評価差額金の減少87百万円、新株予約権の減少9百万円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様に出発行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様の判断が適切に行われるためには、大規模買付者からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・人材紹介事業など、新しい事業の強化と自社商品の継続的な改善により売上・利益の拡大を目指す。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいて市場のニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・首都圏を中心に社員数を増強し、社員の生産性を向上させることで成長スピードを加速させる。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の一層の強化を図る。

なお、当社は平成28年10月期をもって創業40周年を迎え、続く平成29年10月期と2期連続で過去最高業績を更新することができました。今後は、当社がこれまで到達したことの無い業績へのチャレンジが続いていくことから、平成29年11月に、新たに、経営ビジョン「世界を相手にビジネスを楽しむ～目指せ1000億円企業」を掲げ、成長スピードをさらに上げるべく、新しい戦略・戦術を積極的に取り入れて参ります。全社一丸となって業務に邁進いたします。

当社は昭和51年の創業以来、一貫して他社にない独自性の高い商品の開発・販売にこだわり、独力で会社を成長・発展させてまいった結果、平成18年10月には東京証券取引所第一部に上場し、企業としての一つの大きな到達点を迎えました。

その後、今後のさらなる飛躍を実現するため、創業以来初めての戦略的提携となる、朝日新聞社及び朝日学生新聞社と資本・業務提携を平成25年1月29日に締結、大きなステージへのステップアップを図っております。

この資本業務提携は、当社のブランド力を高め、事業領域を大幅に拡大・発展させるエンジンとなるものであり、今後も、あさがくナビ（朝日学情ナビ）を中心として展開しているこの提携事業を、より強固なものとし、さらに拡大させながら、

- ・「事業のグローバル化」
- ・「首都圏でのさらなる営業展開の強化」
- ・「Web商品（あさがくナビ・Re就活・インターン・ジョブズ）のさらなる改善と販売推進」
- ・「人材紹介事業へのさらなる注力と外国人留学生紹介の強化」

等を中長期的な経営戦略として推し進めています。

平成31年3月卒業予定学生対象のあさがくナビからは、業界で初めて、スマートフォンを活用してのWEB面談システム「スマ面」を導入、企業と学生双方にとっての「距離」「移動時間」等のハンディキャップを補うことで、効率的でミスマッチを減らす就活の実現を図っております。今後もこのように市場ニーズに合わせた商品開発や積極的な販売促進策、市場へのPR等を実施してまいります。

加えて、全く新しい事業領域への模索なども引き続き行い、将来的には「就職情報」という枠だけにとらわれない「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長を続けていきたいと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役5名で構成され、うち2名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役につきましては、平成25年10月期より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は3名で、うち2名が社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に、当社株式所有を除き、人的、資本的關係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年1月20日開催の当社第39期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を更新（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）することについて承認可決されました。本プランの概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め同意した行為は除きます。）若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得

上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 に於いて同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供していただく「情報提供リスト」を交付します。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として確保されるべきものと考えております。

特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を発動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何に関わらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の発動又は不発動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本総会における承認を条件として発効するものです。

また、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 50,240,000 |
| 計 | 50,240,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年7月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成30年9月13日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可 金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|------------------------------------|-----------|
| 普通株式 | 15,560,000 | 15,560,000 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数100株 |
| 計 | 15,560,000 | 15,560,000 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成30年5月1日～ 平成30年7月31日 | - | 15,560,000 | - | 1,500,000 | - | 817,100 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年7月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 735,000 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 14,822,400 | 148,224 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,600 | - | - |
| 発行済株式総数 | 15,560,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 148,224 | - |

【自己株式等】

平成30年7月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式 数(株) | 他人名義所有株式 数(株) | 所有株式数の合計 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|----------------|---------------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| 株式会社学情 | 大阪市北区梅田2-5-10 | 735,000 | - | 735,000 | 4.72 |
| 計 | - | 735,000 | - | 735,000 | 4.72 |

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は780,756株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年5月1日から平成30年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年11月1日から平成30年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年10月31日) | 当第3四半期会計期間 (平成30年7月31日) |
|-----------------|------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 4,834,763 | 4,327,603 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,019,827 | 650,878 |
| 未成制作費 | 13,301 | 37,126 |
| 前払費用 | 64,174 | 109,678 |
| 繰延税金資産 | 84,535 | 39,116 |
| その他 | 17,691 | 23,303 |
| 貸倒引当金 | 325 | 207 |
| 流動資産合計 | 6,033,967 | 5,187,500 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 662,891 | 662,891 |
| 減価償却累計額 | 298,925 | 311,962 |
| 建物(純額) | 363,966 | 350,929 |
| 構築物 | 6,159 | 6,159 |
| 減価償却累計額 | 5,562 | 5,626 |
| 構築物(純額) | 597 | 533 |
| 機械及び装置 | 3,428 | 3,428 |
| 減価償却累計額 | 3,095 | 3,131 |
| 機械及び装置(純額) | 332 | 297 |
| 工具、器具及び備品 | 25,507 | 31,001 |
| 減価償却累計額 | 14,213 | 16,177 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 11,294 | 14,824 |
| 土地 | 526,457 | 526,457 |
| 有形固定資産合計 | 902,647 | 893,041 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 262,671 | 251,544 |
| 電話加入権 | 6,505 | 6,505 |
| 無形固定資産合計 | 269,177 | 258,049 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,378,052 | 3,982,105 |
| 前払年金費用 | 4,765 | 19,854 |
| 繰延税金資産 | 59,159 | 90,049 |
| 差入保証金 | 87,931 | 89,021 |
| 保険積立金 | 148,022 | 149,363 |
| その他 | 17,775 | 16,489 |
| 貸倒引当金 | 7,050 | 6,500 |
| 投資その他の資産合計 | 3,688,657 | 4,340,384 |
| 固定資産合計 | 4,860,482 | 5,491,476 |
| 資産合計 | 10,894,450 | 10,678,976 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年10月31日) | 当第3四半期会計期間 (平成30年7月31日) |
|--------------|------------------------|----------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 235,293 | 155,190 |
| 未払金 | 48,329 | 41,261 |
| 未払法人税等 | 227,327 | 101,916 |
| 賞与引当金 | 197,000 | 91,300 |
| その他 | 126,499 | 172,380 |
| 流動負債合計 | 834,452 | 562,048 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 217,800 | 217,800 |
| 長期預り保証金 | 19,413 | 22,768 |
| 固定負債合計 | 237,213 | 240,568 |
| 負債合計 | 1,071,666 | 802,617 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| 資本剰余金 | 3,333,001 | 3,339,745 |
| 利益剰余金 | 5,543,114 | 5,844,017 |
| 自己株式 | 646,768 | 803,997 |
| 株主資本合計 | 9,729,346 | 9,879,764 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 53,661 | 34,140 |
| 評価・換算差額等合計 | 53,661 | 34,140 |
| 新株予約権 | 39,776 | 30,736 |
| 純資産合計 | 9,822,783 | 9,876,359 |
| 負債純資産合計 | 10,894,450 | 10,678,976 |

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 前第3四半期累計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年7月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年7月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 4,094,180 | 4,669,716 |
| 売上原価 | 1,531,769 | 1,668,622 |
| 売上総利益 | 2,562,410 | 3,001,093 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,588,994 | 1,942,804 |
| 営業利益 | 973,416 | 1,058,288 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,391 | 810 |
| 有価証券利息 | 43,891 | 52,918 |
| 受取配当金 | 3,759 | 5,540 |
| 受取家賃 | 32,700 | 33,732 |
| その他 | 23,430 | 16,207 |
| 営業外収益合計 | 105,173 | 109,208 |
| 営業外費用 | | |
| 不動産賃貸原価 | 6,701 | 6,649 |
| その他 | 1,173 | 2,503 |
| 営業外費用合計 | 7,875 | 9,152 |
| 経常利益 | 1,070,714 | 1,158,344 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 69,808 | - |
| 特別利益合計 | 69,808 | - |
| 税引前四半期純利益 | 1,140,523 | 1,158,344 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 284,409 | 314,135 |
| 法人税等調整額 | 51,253 | 53,242 |
| 法人税等合計 | 335,663 | 367,378 |
| 四半期純利益 | 804,859 | 790,966 |

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

未成制作費

前事業年度(平成29年10月31日)及び当第3四半期会計期間(平成30年7月31日)

就職情報事業及びその他の事業の実施過程において、既に制作等の終了した工程に係る支出額であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第3四半期累計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年7月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年7月31日) |
|-------|--|--|
| 減価償却費 | 76,314千円 | 86,374千円 |

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成28年11月1日至平成29年7月31日)

1. 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|-------|
| 平成29年1月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 211,418 | 14 | 平成28年10月31日 | 平成29年1月23日 | 利益剰余金 |
| 平成29年6月5日 取締役会 | 普通株式 | 240,490 | 16 | 平成29年4月30日 | 平成29年7月3日 | 利益剰余金 |

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年3月6日開催の取締役会決議に基づき、自己株式123,900株の取得を行いました。この自己株式の取得により、当第3四半期累計期間において自己株式が152,153千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が519,142千円となっております。

当第3四半期累計期間(自平成29年11月1日至平成30年7月31日)

1. 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|-------|
| 平成30年1月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 238,039 | 16 | 平成29年10月31日 | 平成30年1月29日 | 利益剰余金 |
| 平成30年6月11日 取締役会 | 普通株式 | 252,024 | 17 | 平成30年4月30日 | 平成30年7月2日 | 利益剰余金 |

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年3月12日開催の取締役会決議に基づき、自己株式116,700株の取得を行いました。この自己株式の取得等により、当第3四半期累計期間において自己株式が157,228千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が803,997千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成28年11月1日至平成29年7月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成29年11月1日至平成30年7月31日)

当社の主たる事業は就職情報事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益等の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期累計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年7月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成29年11月1日 至平成30年7月31日) |
|--------------------------|--|--|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額 | 53円45銭 | 53円25銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(千円) | 804,859 | 790,966 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(千円) | 804,859 | 790,966 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 15,056 | 14,853 |
| | | |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 53円32銭 | 53円12銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加額(千株) | 37 | 37 |
| (うち新株予約権(千株)) | (37) | (37) |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第41期(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)中間配当については、平成30年6月11日開催の取締役会において、平成30年4月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 252,024千円
1株当たりの金額 17円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成30年7月2日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 9月12日

株式会社学情

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西方 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学情の平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第41期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年5月1日から平成30年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年11月1日から平成30年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学情の平成30年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。